

論文

『部落出身』であると同時に『女性』であること

—二人の被差別部落女性の口述生活史より—

たまい まりこ
玉井 真理子

<キーワード>

・被差別部落 ・女性差別 ・部落差別 ・周縁化 ・ライフヒストリー ・アイデンティティ

<要旨>

被差別部落女性は「女性」の部落出身者であると同時に、「部落出身」の女性である。つまり被差別部落という周縁化された集団のなかにおいて、「男性」に対する「女性」として周縁化される一方、女性という周縁化された集団のなかにおいて、「一般」に対する「部落出身」として周縁化されるのである。いずれの周縁化された集団のなかにおいても、さらに周縁化されるとするなら、そうした彼女たちの人生にはいかなる問題が生起するのか。そして彼女たち自身は、その問題をいかにとらえ、その問題にいかに対処していくのか。

女性に関する研究は、多様な社会的立場の女性、とりわけ周縁化された女性の生活世界に生起する問題を視野におさめる必要がある。なぜならもしマジョリティの立場にある女性の状況だけを考察の対象にするならば、そうした研究に基づく教育も、運動も、施策も、周縁化された女性を無意識のうちに排除し、ひいては抑圧する状況さえ生みだしかねないからである。

そこで本論文においては、二人の被差別部落女性の口述生活史を分析することを通して、二つの集団において周縁化された人々の状況・視座への接近を試みる。この試みにより、複数の被差別属性の関わりについて以下の例が明らかにされる。

1. 「部落出身」であることによる女性差別の不可視化
2. 「女性」であることによる部落差別の隠蔽
3. 「女性」であることによる「部落出身」の無徴化
4. 「部落出身」であることによる女性差別の深刻化

これらが示唆するのは、同時に「部落出身」でも「女性」でもある彼女たちの人生に生起する問題が、「部落出身」固有の女性差別であったり「女性」固有の部落差別である、ということである。すなわち「部落出身」と「女性」の被差別属性の問題が相互に影響を及ぼし、従来それぞれの枠組みの中でいわれてきた被差別の問題が変容したりより強化されたりするのである。ゆえに部落差別の視点のみ、或いは女性差別の視点のみでとらえることは不適当であり、それぞれの単独の枠組みでとらえるのではない、新たな視点が必要となる。

問題提起

被差別部落女性は「女性」の部落出身者であると同時に、「部落出身」の女性である¹⁾。つまり被差別部落という周縁化された集団のなかにおいて、「男性」に対する「女性」として周縁化される一方、女性という周縁化された集団のなかにおいて、「一般」に対する「部落出身」として周縁化されるのである。いずれの周縁化された集団のなかにおいても、さらに周縁化されるとするなら、そうした彼女たちの人生にはいかなる問題が生起するのか。そして彼女たち自身は、その問題をいかにとらえ、その問題にいかに対

処してゆくのか。

近年アメリカにおいては、従来のフェミニズムが、周縁化された女性（下層階層・非白人・ホモセクシャルなどの女性）を無視し続けてきたと激しく批判された²⁾。このことが示すのは、性差に基づく権力構造を糾明・解体しようとする勢力さえ、他の社会的カテゴリー（階層、人種、性的志向性他）に基づく権力構造を看過しがちだという現実である。

この現実を教訓として、女性に関する研究は、多様な社会的立場の女性、とりわけ周縁化された女性の生活世界に

生起する問題を視野におさめる必要がある。なぜならマジヨリティの立場にある女性の状況だけを考察の対象にするならば、こうした研究に基づく教育も、運動も、施策も、周縁化された女性を無意識のうちに排除し、ひいては抑圧する状況さえ生みだしかねないからである。

本論文では、二人の被差別部落女性の口述生活史を分析することにより、彼女たちの生活世界に生起する問題が、「部落出身」固有の女性問題であったり、「女性」固有の部落問題であるために、従来の部落差別または女性差別の枠組みではとらえきれないことを論ずる。ここで口述生活史を資料とするのは、個人にとっての重要な経験が何であったのか、またその経験が個人の人生にいかなる影響を及ぼしたのかを、その人自身による意味づけを通して理解する必要があると考えるためである。

まず第一章では古沢なつみさん（仮名）の口述生活史から、「部落出身」であることによる女性差別の不可視化と、「女性」であることによる部落差別の隠蔽の問題を明らかにする。続く第二章では波多野かづえさん（仮名）の口述生活史から、「女性」であることによる「部落出身」の無徴化³⁾と、「部落出身」であることによる女性差別の深刻化の問題を明らかにする。そして以上をふまえ、最後に「部落出身」や「女性」という被差別属性の問題が互いに影響しあう事を論ずる。

なお本論文の被調査者は、部落出身者であることを名乗り、自らの被差別体験を他者に語ることができたという点において、被差別部落女性一般を代表するとは必ずしも言えない。またここで扱うのも、被差別部落女性が直面する問題の一部に限定されることを断っておく。調査の概要は＜付録＞として文末に記す。

第一章 「部落出身」であることによる女性差別の不可視化と「女性」であることによる部落差別の隠蔽

第一節 古沢なつみさん（調査開始時40歳）の口述生活史

なつみさんは、1949年に α 地区でも特に貧しい家庭に生まれた。24歳の時一般地区の男性と結婚し、一般地区で暮らしたが、彼女が33歳の時に夫が突然失踪したため、その後 α 地区に戻り、現在もこの地区で暮らしている。

彼女にとって人生の「一番ショックな出来事」は、初めて自分が部落出身者であることを知った「結婚差別⁴⁾事件」である。そこで以下では、彼女が22歳（1971）の時に起こったその事件から、35歳（1984）で α 地区に戻るまでの13年の間に、「部落出身」という否定的なアイデンティティに自己同定⁵⁾してゆくプロセスと、その自己同定が彼女の状況定義や行為にいかなる影響を及ぼしたかについて記述する。

1. 「部落出身」の自己同定のプロセス

被差別部落の存在すら知らなかつたなつみさんが、「部落出身」であると自覚する契機となったのは、彼女が交際していた男性の母親による発言である。その母親は息子との結婚を認めぬ理由として、なつみさんの「出身」が問題であるとした。しかしこのとき彼女にとっての「部落」とは「貧しい村」を意味するに過ぎず、彼女は自分の家庭の貧しさが、裕福な彼との結婚の障害になつてゐると考えた。

私はな、うっとこが貧乏やから、そんな差しかな、考えてな
かってん。知らんから。お母さんの切り出しがそうやってん。
身元調査いうのん、した、いう話を向こうがしはつたから、
私とこら貧乏やから、貧乏の娘、もううん嫌なんやろなとし
か、思てへんかってん。

「あんたヨツいう言葉知ってるか」言われてな、手出されて
な（指4本出す）。何言うてはんのんかなって、ちゃらんぱら
んやんな、意味が。

貧乏するために結婚が許されないと彼女が考えたのは、彼女の家庭が α 地区でも特に貧しく⁶⁾、幼い頃から貧困のもたらす辛酸を幾度もなめてきたからだ。しかしこの時点においては、彼女の方にはその男性と結婚する意志がなかった⁷⁾ので、結婚を許さないと言われたことに対して傷つくというよりもむしろ当惑させられた。

だが「部落」には「貧しい村」とは異なる意味があることを、その母親の態度から感じ取った彼女は、それまで嫌って避けてきた父親⁸⁾の所へ行き、部落について尋ねた。父親は黙ってうつむくだけで、何も答えようとしない。気がつくと、父親の目から涙がこぼれていた。

私は「何それ」、とかわめいてるやん。はきはきともっと言う
て欲しいのに、よう言わんと黙ってはって、ずっと黙りが長
い時間続くねやん。いろいろいろいろきて。下向いてタ
バコ吸うではつたからな、お父さんが泣いてんの気いつかん
かってん私。自分が腹立ってるだけで。顔が上がったときは、
眼真っ赤やつたし、涙ぼろぼろ流れてたしな。初めてお父さ
ん泣いてんの気いついてん。もうこれ以上お父さんに聞くの
んが、自分でつらくなつて。お父さんには私には言われへん
もつといろんなことがあってんな、って思たな。

父親の黙り続ける態度に彼女は混乱した。「部落出身」であることは貧乏であることとは別の、一層深刻な問題であることを彼女は確信した。さらにうつむき涙を流す父親の姿から、「部落出身」であるということがもたらす運命にはあらがうことができないのだと、彼女は直感した。

次に彼女は姉の所に行き、部落について尋ねたが、姉は詳しいことはわからないと答えた。最後に彼女は、その地区に「芽吹いてきた」部落解放運動に参加する青年のもとを訪れ⁹⁾、以下の部落差別の歴史的背景や現状、すなわち被差別部落が全国的に存在し、その起源が江戸時代にあり、

部落出身者は結婚差別により「一般」と結婚できず、また条件の悪い仕事にしか就くことができないことを教えられた。

そしてなつみさんが部落について理解したとき、他者のまなざしが自分を「部落出身」としてとらえていると感じるようになった。

部落のことがわかってきて、どうでもいいわ、どっか行きたいと思うても行ったって一緒なんやとか。人が別に変な眼で見てなくても、変な眼で見てるように感じてみたり。自分でな。

2. 「部落出身」の自己同定が及ぼした影響

初めて自分が「部落出身」であることを知ったその頃、彼女は歯科医院の助手兼受付の仕事をしていた。技術を学べることと、住み込みで働く⁹⁾ことに魅力を感じていた。また歯科医院に費用を負担してもらい、看護学校の歯科コースで勉強できたことも有り難かった。小学校3年の時から学校を休みがちで、中学では学力が低いために「特殊学級」に入れられた彼女が、歯科医院や看護学校で技術や資格を身に付ける苦労に耐えたのは、母親や姉が不幸なのは手に職がなく学力がないためと考えたからだった。

だが彼女は「部落出身」に自己同定した時から、仕事や学業を続けることができなくなり、歯科医院には何の連絡もしないまま家に閉じこもった。

数日後彼女は歯科医院へ行き、自分が被差別部落出身者であることを院長に打ち明けた。院長は彼女を採用した時からそれを知っていたと言い、仕事を続けるよう彼女に勧めた。だが彼女は歯科医院を辞め、看護学校も中退した。

もうなんにもする気なかったな。氣い抜けたみたいな。這い上がっていくという所へは行かれへんかってん、なんか。姉のことやら考えるやん。一番上の姉も旦那にずっとぼろくそれに言われててん、旦那にな。私も学校行ってへんしな、文字も書かれへんし、だからそういう面で馬鹿にされて言われてんねんてしか思てなかつたんが、実は違うんや。やっぱりこれが原因やったから。

ほな、どこまで自分が何かをしようと上がっていっても、小さいときのことも思い出すやん。結局はやっぱり（父親に）就職口がなかったん（なかった理由）がわかってくるやん。

その後まもなく、結婚を反対されたことに反発した彼が家出をする。このため彼の母親は二人の結婚を認めざるを得なくなるが、「きょうだいも親も捨てて、籍も切って一緒になって欲しい」と、結婚を認めるかわりになつみさんには過去を捨てることを求めた。彼女はこの条件をのみ、彼の母親の実家に移籍してその家の養女となり、そこで約一年間行儀見習いとして家事や作法の修行をした。

どうあがいたって、どんな風に変化していくかなんて考え

たこともなかった。

だから開き直るしかないやん。一番土壇場に来てんから。

—<筆者>部落民として開き直るんじゃなくて、部落民であることを隠すとか、消す方に人生が変わっていきますね。— それは何でか言うたら、一緒になりたいって言う気持ちが強かったからな。すごく思ってくれているという気持ち、それが一番大きかったんちゃうかな。

こんなん言うたら怒られるかもわかれへんけどな、部落の男の子が「一般」の子をもらうとするやん。んだら戸籍上はずっと部落で残るやん。でも部落の女の子が結婚して「一般」のとこいくやん。ほなら一応戸籍に部落というのは残つとるで。そこからは変わるやん。戸籍謄本取ったときはわかるけど、住民票ではわかれへん。だからそれはちょっと安心感があったわ。

—<筆者>「一般」の人と結婚しさえすれば、逃げられると?

—

そんなんあったんちゃうかな。部落民と知ったときはショックやったやろ。そのときはそう思ったんかな。血が混じるわけやろ。部落とちゃう人と結婚したら血が混じていくやん。旦那の戸籍になっていくやん。そんなんふうにとったわ。

こうして彼女は結婚し、夫と二人で一般地区に新居を構えた。主婦専業¹⁰⁾の暮らしだった。夫は住宅賃貸の上場企業に勤めており、経済的に安定していた。彼女は三人の子どもをもうけ、夫婦仲の良い幸せな日々を送った。

（夫には）たたかれたいう記憶がないからねえ。モノはひっくり返されたりしたことはあるよ。味付けがまずいとか、あんなんですね。

夜は遅かったよ、帰ってくんの。昼間はね、家のことちゃんとしといて、昼寝でも何でもしててかめへん、って言いはるねん。で、夜、自分が帰って来るときにはちゃんと起きてて、お帰りって迎えてもらいたいから、一人子どもおんのと一緒に。もうほんま、玄関で靴脱いだら鞄はそこらにほっとくし、靴下はあちこちで脱いできはるし、下着もちゃんと揃えておいかへんかったら、いつまでも同じのん着はるとか、だからどこに自分のもんが入ってんのか、わからん人やった。

—<筆者>当時の結婚生活で不満は?—

ないー。なんにも。お金かって少ないことなかったし。

結婚して10年経った頃、夫は事業を始めようとして失敗し、多額の借金を負った。まもなく夫が失踪し、その行方は未だにわからない。たちまち彼女と三人の子どもたちは、食べることさえ困るようになった。彼女は義母の所へ借金を頼みに行くが、義母は息子の失踪の原因がなつみさんにあると彼女を激しく責めた。精神的に追いつめられた彼女は、ある夜ガス栓を開き、子どもたちと死のうと試みる。その時、子どもの顔が笑ったように見えた。彼女は我に返り、自殺を思いとどまったくした。そして家賃の安い「同和向け

公営住宅」¹¹⁾に住むためにa地区に帰った。この住宅に住むためには部落解放運動団体の支部員となる必要があったため、彼女は支部員となり運動に参加した。

第二節 考 察

1. 「部落出身」であることによる女性差別の不可視化

性別役割分業における不平等な権力関係が存在したにもかかわらず、「部落出身」であるためにその女性差別性が認識されないことが、なつみさんの生活史に示されている。

性別役割分業が女性差別的な構造であるのは、「収入や資産や権力などをもっぱら男性に配分し、女性を経済的・社会的に従属させることになる」[富岡 1995,22]からである。

なつみさんは主婦専業として経済的・社会的に従属していたために、夫が失踪した途端に生活が困難になり、無理心中を試みる程の深刻な状況に陥ったが、この状況は、性別役割分業の上に築かれた女性の幸せが、いかにもろいかを露わにしている。彼女が当時有償の仕事に就労していたならば、夫の失踪によるダメージはそこまで深刻ではなかったと推察される。

しかし彼女は性別役割分業を女性差別的であるとは考えていないし、また夫との結婚生活において彼女が就労していないかったことを後悔してもいない。調査の終盤、筆者は彼女の結婚生活において性別役割がほぼ完全に分業されていたことを指摘し、もし彼女がその時有償の仕事をしていたら、心中しようとするところまで追いつめられなかつたのではないかと尋ねた。その上で、夫には金銭的報酬があり、なつみさんにはない性別役割分業が、女性差別的とは思わないかと問うたが、いずれの問に対しても、「そんなに考えたこともなかったわ」との言葉が返ってきた。彼女は永年部落解放運動に参加し、差別の問題に敏感であるにもかかわらず、彼女の意識において性別役割分業が差別の問題として位置づかないのはなぜなのであろうか。

そもそも性別役割分業は一般的に女性差別として認識されにくい。その原因として、男女の賃金格差やセクシャル・ハラスメントなど、家庭外労働において根強い女性差別が存在していること、さらに家庭外労働に就労しても、家では相変わらず家庭内労働を強いられるために、女性が家庭外労働に向かう意欲がそがれ、女性自ら積極的或いは消極的に、家庭内労働へ向かうことが考えられる。

だが概して「部落出身」の女性は経済的に働くだけにはいかない現実におかれていた¹²⁾一方で、彼女の場合は、意欲において家庭外労働に向かわせぬ社会的な力が、一般の女性とは別の次元で作用していた。

ここでなつみさんが、経済的自立を志向していたことを振り返っておきたい。彼女は自分が「部落出身」と知らな

かった時には、歯科医院で働くだけでなく、看護学校で資格を取得しようとしていた。小・中学と休みがちで漢字の読み書きにも苦労していた彼女にとっては、いずれも容易なことではなかった。それでも彼女が積極的に努力を積んだのは、母親や姉の不幸の原因が、手に職がなく学力がないことにあると考えていたからだ。

しかし彼女は自分が「部落出身」であると知ると、歯科医院で働きたり、看護学校へ行くことができなくなってしまった。それは姉がその夫から馬鹿にされてきたことや、母親が一日中働いても貧しかった(=条件の悪い仕事にしか就けなかった)ことの原因が、そうした努力によって解決可能な問題(手に職がなく学力がないこと)にあったのではなく、「生まれ」にあるとわかったからだ。また父親が仕事をせずに家で寝ていたことも、「生まれ」が原因していたと彼女は確信した。家族の生きざまは、「部落出身」を待ち受ける不幸な運命を生々しく物語っていた。部落差別が、彼女の意欲を奪ってしまった。ここに「部落出身」固有の問題、すなわち「部落出身」であるために、経済的に自立しようとしたり、資格を取ろうとする意欲が奪われてしまう問題がある。

以上見たように、彼女が経済的・社会的に夫に帰属、依存した背景には、部落出身者の意欲を奪う社会的要因が存在していた。それゆえ「部落出身」女性である彼女にとっては、「一般」の夫と対等でないことが女性差別的な問題であるとは認識されないのである。厳しい部落差別の現実を知った時、彼女は自分が「部落出身」であるために、「一般」の夫が手にすることのできる恵まれた収入や資産や仕事が、自分の手に届くものであると想像することなどできなかつた。自分を待ち受ける「部落出身」の運命から逃れることこそ彼女には重要であり、「一般」の夫との結婚は、彼女にとっては「部落出身」の運命から逃れる機会であった。また主婦専業であれば、「部落出身」として自分をとらえる他者のまなざしを極力避けることができたのである。

2. 「女性」であることによる部落差別の隠蔽

またなつみさんの生活史が示すのは、「女性」に固有な部落差別のありようである。部落の男性が一般地区の女性と結婚しても、戸籍上は部落のままであるのに対して、部落の女性は一般地区の男性と結婚しさえすれば、部落差別から逃げることができると彼女は考え、その通りに実行した。

このことはすなわち、「女性」であることによって、部落差別が隠蔽されてしまう事態が起こりうることを示している。彼女が先のように考え、実行したのは、大多数の女性が結婚すると男性の戸籍に入るという、男女に非対称な慣例の存在に基づいていた。

第二章 「女性」であることによる「部落出身」の無徴化と、「部落出身」であることによる女性差別の深刻化

第一節 波多野かづえさん（調査開始時55歳）の口述生活史

かづえさんは、1934年に大阪府の被差別部落 β 地区に生まれた。その暮らしは貧しかった。小学校5年のとき父親の生まれ故郷である α 地区に転居し、16歳の時この地区に住む部落出身者の男性と結婚して、現在もこの地区で暮らしている。

彼女にとっては、夫による女性差別が最も辛い経験であった。そこで以下では、彼女の結婚（1950年）から夫との関係が変化する（1990年頃）までの約40年の間に、夫による（彼女が「女性」であるための）差別の状況がいかなるものであったのか、そして彼女がその状況にいかに働きかけたかについて記述する。

1. 夫の女性蔑視と行為統制

かづえさんは16歳の時、14歳年上の切り花業¹³⁾を営む部落出身者の男性と結婚した。彼女は夫の仕事を手伝うが、商売上の金銭のやりとりは専ら夫が行ない、儲けのほとんどは夫の「飲む・うつ・買う」に消え、彼女は生活費すら満足に得られなかつた。その上夫は封建的な女性規範を彼女に押しつけ、彼女がよそで働くことを認めなかつた。

花屋さんってそうやで。一人で絶対できない仕事やねん。助手がいるわけ。それなのに、自分が一人で儲けたみたいな顔して行くわけ。そやから腹立つてなあ。それでいて、私がどっか働きに行く言うたら、「女は外で働くもんちがう」とかな。もう、女性差別はすごかったよ。花を売りに行くのは、お父さん一人やから、なんぼで売れてるかもこっちはわかれへん。ただ手伝うてるだけ。奴隸みたいなもんや。で、帰ってきたら、お金は少しだけはくれるけども、8割がたはつこて（使って）くる。ほんでもう、「女は家にいてるもん」や、とか、ちょっとでも（家に）おれへんかったら、怒るしなあ。

かづえさんが夫の思い通りにならない時、夫は「女性」を蔑視する言葉を並べて彼女を責めた。時には暴力をふるうこともあり、彼女の言い分には全く耳を貸さなかつた。

買い物に行くのんでも、子ども負うて、子ども歩かして、してたら、3時間はたっぷりかかりますやん。それが遅いいうて、怒ったりなあ。「女みたいなもんは、女みたいなもんは」、「女の偉いのんと東の空の赤いのんは屁のつぱりにもならへん」とかなあ、言うのやん。言い訳しようもんなら、もうあかん。暴力もね。暴れんねん。物を投げんねん、こっちに向かって。殴られたことも、それあるよ。

子どもを出産して間もない頃、かづえさんは「なんでこんな男といっしょになってんやろ」と悔やみ、子どもとの

心中を考えたこと也有つた。しかし心中を決意した瞬間、子どもの顔が笑ったように見えた。彼女はそのときからどんな苦労にも立ち向かおうと決意した。弟から離婚を勧められたこと也有つたが、子どもを残して家を出ていくことはできなかつた。文字の読み書きに苦労し¹⁴⁾、「手に職もなかった」彼女にとっては、離婚とは子どもを手放すことを意味した。夫を恨みながらもその結婚生活に耐える他なかつた。

子どもがおるから泣いて。で結局はな、自分さえ黙ってたらおさまんねんから、思て、最終的には自分が黙って我慢して。手に職もなかったしな。なんか自分が身につけてたら、小さい時から勉強でもしてて、なんか身につけてたら、あんなん頼ってなかつたと思うけどな。

心の中ではガアーってなつてたんやで。胸の中が張り裂けるような、ギイーって、悔しいて、悔しいて。法律がなかつたら殺したんのになって思つた事あったわ。

かづえさんは夫の女性観を批判的にとらえていた。けれどもその夫の考えを変えることができない彼女は、夫が「大正生まれの軍隊育ち」¹⁵⁾だから仕方がないと自分に言い聞かせた。

もうほんまに、どう言うんかなあ、大正生まれで軍隊行ってたから、すっごい封建的やつたんやな。自分は子どもの頃から（部落）差別に苦しんだくせにな、女を差別する、この人は。そんな、封建時代に生きてるからしゃーないけどな。

しかし夫の封建的な女性規範は一貫したものではなかつた。夫は部落解放運動支部役員であったが、その立場から、 α 地区的女性には積極的な運動参加を求める一方でかづえさんには参加を禁じた。

私は運動には出してもらわれへんかった、出たかったけど。いっぺん来たら、すっごく怒りやつたもん。運動には自分が出るから、出なくていいって。運動は女ばっかしやつたのにねえ。外の女人には、「これは女しかできひんから」とか言つてたんやけど。家では自分が出るから出なくていいって。

それでも彼女が夫に対して抱く感情は、憎しみばかりではなかつた。夫はかづえさんと結婚後、自動車の運転免許を取ろうと思い立つたが、小学校4年の頃から学校へ行つていなかつたために、まずは文字の学習から始める必要があつた。そこで二人は励まし合つて読み書きを勉強した。

免許取るにも字がわかれへんやん。何が書いてあるんかもうさっぱりわからへんみたいやつて。平仮名か片仮名ぐらいは…。で、私も一緒になって一生懸命に勉強したんよ。あれ、夏中勉強してん。秋に（免許）取つたからね。9月に。嬉しかつたですよ。

結婚以来かづえさんの行為を統制し続けた夫が、ある時尿道結石で入院した。これを契機に彼女に対する統制力は弱まっていく。体力が衰えた夫は、暴力によって彼女を縛

ることができなくなった。またその頃すでに子どもたちは独立し、孫も生まれていた。

かづえさんは、自分を犠牲にした結婚生活を続けてゆく必要がなくなったと考え、結婚40年目（1990年、かづえさん56歳）に外へ働きに行く。知り合いの勤めるスーパーマーケットで、パート勤めをすることにした。そこで部落差別されるかもしれないという不安はあったものの、働きに行きたい気持を抑えることはできなかった。子どもや孫たちが賛成してくれたことも手伝い、「もうそれで嫌やったら、もう別に暮らしてもいいから、うち働く」と主張することができた。それは夫に対する不服従の宣言であった。

だが外で働くためには、お茶さえ入れることのできない夫のために、彼女が帰宅するまでの間に必要となる家事一切を準備しておかねばならなかっただし、また帰宅すればすぐに夕飯の支度にかかるねばならなかっただ。彼女はそれが辛くて、仕事を続けてゆけるかどうか気弱になることもあった。しかし仕事を辞めることは以前の生活に戻ることであると考え、働き続けた。

待ってんねん。じいーっと。そらほんまにこわーい顔して待ってんねん。で、「ただいま」って帰ってきたら、「腹へった。はよご飯や！」って、こんなんや。うちもこれ続くかなあって思たわ。3ヶ月ぐらい。これはだめやて。そやけど、もうそんなこというたら、またもう繰り返しになるからな。

2. 夫との関係の変化

かづえさんが働き続けたことは、彼女が予想もせぬ結果をもたらした。

夫はかづえさんがすぐに仕事を辞めてしまうだろうと高をくくっていたらしい。しかしその予想に反し、彼女が毎日楽しく働いているので、その状況を受容しないわけにはいかなくなつたようだ。

「あんなん、3日も続けへん」って言うてらしいわ。それがずっと楽しいに、行くからな、もう自分も根負けしたんやろ。

当初は「こわーい」顔で彼女の帰宅を待っていた夫が、今では彼女に協力的になり、生活面で専ら彼女に依存してきた夫の態度に変化が見られるようになった。

この頃なあ、朝8時10分になつたら家出るやん。ほんなら「もう10分やぞお」て言うてくれるわ。だんだんだんだん人間変わってきて、2、3年ぐらい前からは「もうわしの事せんでもええ」って。「どっかで食べとくから」って。それまではなあ、（仕事に行く前に夫の昼食を）ちゃんとこしらえとかなあかんかった。

しかし夫の態度が変化したのは、かづえさんが「男もこうあるべき」という規範を振りかざしたわけではない。彼女は「楽しいに」働き続ける自己の姿を示しつつ、ゆで卵を自分でつくるようになった夫を、次のように励ました。

わあ、進歩やん、できたやん。なあ、おじいさん（夫のこと）。ほんまに何も冗談やないで。これほんまに、私が先死ぬか、おとうさんが先死ぬか、そんなんわかれへんやんなあ。これからの時代、なんぼ子どもがしたる、嫁さんがしたる、言うたかて、そんなん昼はみんな仕事持てるし、できないやんか。そやから、自分でなんでもせなあかん。

彼女は外へ働きに行くのを契機として、 α 地区の部落解放運動団体が組織する様々な活動にも参加し、部落の内外を問わず、新しい交流の輪を広げた。

第二節 考 察

1. 「女性」であることによる「部落出身」の無徴化³⁾

かづえさんの生活史が示しているのは、彼女が「部落出身」として部落解放運動に参加しようとしても、夫から一方的に「女性」という属性で括られ、一人の「部落出身」としては認められず、「部落出身」として行動する自由を制限されるという現実である。

1970年以降 α 地区の部落解放運動は盛んになるが、こうした状況において「部落出身」であることは、運動を支持する部落出身者の間では連帯の絆として互いに有徴となる。だが彼女の場合には「女性」であるために、部落差別と闘ったり、部落出身者間の連帯を築く機会から排除されたのである。

この「女性」であることによる「部落出身」の無徴化は、単に「部落出身」として行動する自由を制限されるという問題にとどまらない。本来部落差別に対して共に闘う立場にあるはずの者から、逆に差別されるという別の問題もある。つまり夫にとっては、彼女が「部落出身」である前に「女性」であったから差別の対象となったのである。しかもその夫が α 地区の部落解放運動では、指導的役割を担っていたことは注目されるべきである。このことが示すのは、個人がある差別（=部落差別）においては差別される側に位置づけられるとしても、別の差別（=女性差別）においてはたやすく差別する側に移り得るということである。それはその個人が差別される側に位置づけられているという認識を持ち、支配的地位（「一般」）に対して反差別の抗議行動をとっている場合でも、同様のことが起こりうることがわかる。

2. 「部落出身」であることによる、女性差別の深刻化

さらにかづえさんの生活史は、部落の女性が「部落出身」であるために経済的自立が困難で、夫に経済依存せねばならぬ場合、夫による女性差別の現実が一層深刻になるということを示している。

部落出身者は「部落出身」だからという理由で雇用されぬ就職差別が存在するが、学歴や識字力の点において一層

不利な彼女は、夫と別れて経済的に自立し、子どもたちを養ってゆく見通しを持つことが非常に困難であった。彼女は小学校5年で経験した部落差別の被差別体験が契機となり、 α 地区の子どもたちと一緒に学校をさぼるようになった。その後中学に進学することもなく、今なお日常的な漢字の読み書きに苦労している。このように「部落出身」であるために、日常生活に必要な学力を身に付ける機会を奪われてきたが、それは必然的に就労機会の制限をもたらす。このため彼女は経済的に夫に依存する他ないと考え、その結果として夫の暴力や女性蔑視の言葉に耐えねばならなかった。

しかし彼女の夫に対する経済的依存とは、決して不就労状態を意味するのではない。彼女の「奴隸」という言葉が端的に表現するように、彼女が切り花業の家内労働者として就労していたにもかかわらず、収入は夫の管理下におかれ、生活費すら保証されなかつた。そこで彼女は家の外へ働きに行こうとしたが、夫の反対にあい、実現できなかつた。こうした状況が不合理であるという認識を持ちながら、それに甘んじていたのは、「部落出身」であるために経済的に自立する見通しが持てなかつた（=部落差別による職業差別と学歴・識字力の欠如）ことに帰する。

かづえさんの場合には、「部落出身」であることが女性差別の現実を一層深刻にした。それがどれほど深刻であったかは、彼女が夫との結婚を悔やみ、子どもとの心中まで考えたことにあらわれている。

終章　まとめ—被差別属性の相互影響—

被差別部落女性の口述生活史から、複数の被差別属性の関わりについて以下の例が明らかにされた。

1. 「部落出身」であることによる女性差別の不可視化
2. 「女性」であることによる部落差別の隠蔽

3. 「女性」であることによる「部落出身」の無微化

4. 「部落出身」であることによる女性差別の深刻化

これらが示唆するのは、同時に「部落出身」でも「女性」でもある彼女たちの人生に生起する問題を、部落差別の視点のみ、或いは女性差別の視点のみでとらえることは不適当だということである。

例えばなつみさんにとっては、(1) 経済的、そして社会的に夫に帰属・依存する生き方が女性差別的ではなく、それはむしろ部落出身者を待ち受ける運命からの解放であったし、また(2)「男性」ではなく「女性」だからこそ、「一般」との結婚によって部落差別から逃避できると考え、それを実行に移した。またかづえさんの場合には、(3) 部落差別に矛盾を感じ部落解放運動に参加しようとしたが、彼女が「女性」するために参加できなかつたり、また(4) 部落差別による就労機会の制限が、経済的自立を困難とす

る状況を生み出し、その結果夫の女性差別的態度に耐えねばならず、一度は自殺を考えるほどまで精神的に追いつめられた。すなわち「部落出身」固有の女性差別の表出の仕方、或いは「女性」固有の部落差別の表出の仕方が存在する。

このことはまた、彼女たちの「女性」や「部落出身」としての連帯を困難にするという問題をはらんでいる。なつみさんの場合には性別役割分業における女性差別性の認識の共有が困難であるし、またとえ部落差別に憤りを感じても、過去を消して「一般」として生活していた間は、「部落出身」の仲間と連帯して反差別の行動を起こすのは不可能であったと推察される。かづえさんの場合には部落差別の認識を共有しても、過去においては部落差別と闘う場から排除されていた。

このような例を見てみると、部落差別、女性差別の単独の枠組みでとらえるのではない、新たな視点が必要であることがわかる。これまで見てきたように、「部落出身」あるいは「女性」の被差別属性の問題は相互に影響を及ぼし、従来それぞれに言われてきた被差別の問題が変容したり、より強化されたりするのである。(ただし「部落出身」や「女性」は普遍的に被差別属性として存在するわけではないから、ある被差別属性に位置づくことが必ずしも人生に不利に作用するとは限らない。それは個人の社会化に関する人々との関係において、個人が同時に属している複数の属性のうちのどれが有徴／無徴となるかにもよるし、その属性にいかなるイメージや言説が付与されるかにもよるのである¹⁶⁾)。

本論で考察したのは「部落出身」と「女性」の問題であるが、被差別属性はむろんこの2つに限られるわけではない。他の様々な被差別属性の問題においても、それらが相互に影響することによって、問題が変容したり複雑化することが考えられる。従ってより周縁化された人々の様々な被差別状況を把握するためには、「出身」や性別にとどまらず、階層、人種、性的志向性などの他の被差別属性の問題が、相互にいかなる影響を及ぼしているかを考察し、問題を複合的にとらえねばならない。

<付録> 調査の概要

1989年に α 地区約60世帯を対象にした生活史の聞き取り調査が、大阪大学、大阪教育大学、関西大学の共同で行われた。2年後その調査記録から中高年女性数名を選び、生活史の集中的な聞き取り調査の協力をお願いした。再調査を了解して下さったなつみさんとかづえさんに対して、その後1人につき計5回、1回につき2~3時間にわたる生活史の聞き取りを行なった。なつみさんの聞き取りは89.10, 91.8, 96.5, 96.8, 96.11, 97.4の計6回、かづえさんの聞き取りは89.9,

91.6, 91.10, 91.11, 96.11, 97.4の計6回である。91年の調査は、当時の大阪大学助手、木村涼子氏と共に進行った。

聞き取り調査を、周縁化された女性の状況・視座への接近という本調査の試みに沿ったものとするため、調査者の聞きたいことだけを調査対象者に語らせてしまうことのないよう質問を控え、語り手主導となるように心がけた。さらに調査者の誤解や解釈過剰の問題を回避するため、最後の2回の調査では、筆者が本論文のうち調査対象者に関するそれぞれの生活史（第一章、第二章）をなつみさん、かづえさんに示し、筆者の整理・記述に誤りがないかを確認した¹⁷⁾。

（大阪大学大学院 人間科学研究科 博士課程）

注

- 1) 「女性」、「部落出身」とは、個人を表象する属性のことである。それぞれに否定的な、または肯定的なイメージ・言説が付与される。
- 2) 例えばフックスは、フリーダンを批判して、白人の中・上流階層の、夫や子どもや家のある女性と、夫も子どもも家もない、貧しい非白人女性とを結びつけることができない [hooks 1984,1-15] とした。また女性解放運動において黒人女性が無視されてきたことを告発した [hooks 1981,1-13]。
- 3) 自分が属性 A に属していると意識するにもかかわらず、他者から一方的に別の属性 B で括られ、属性 A がその個人を表象する属性としては重視されなくなることがある。ここでは無徴化という筆者の造語により、「他者とのコミュニケーションにおいて、個人にとっては属性 A が有意味なシンボルであるにもかかわらず、他者には属性 B がその個人のシンボルとしてより重視されるために、属性 A が有意味なシンボルではなくなること」を表わす。
- 4) 1983年「大阪部落実態調査報告書」によれば、一般地区出身者と結婚した部落出身者の22.6%が「結婚差別を受けたことがある」と答えており、この数字には差別のために結婚できなかった人の数は入っていない。部落差別によって結婚できなかった部落出身者の数は不明である。
結婚差別により、部落出身者が自殺未遂や自殺をするというケースも報告されている（南沢恵美子自殺事件<1960>、住吉結婚差別事件・中城結婚差別事件<1971>など）。
- 5) 結婚差別は今日も続いている。例えば1994年には和歌山県御坊市で結婚差別事件が起こったが、この事件については [池田 1996] に詳しい。

であることを認識するだけでなく、「部落出身」に「許される」行為の範囲内でふるまうようになることを意味する。アイデンティティと行為統制については〔江原 1995,3-40〕を参照。

- 6) なつみさんの父親は仕事をせずに家で寝ていた。戦争の時負傷した傷が痛むので働けないと、彼女は理解していた。母親が農家の手伝いと、草履を編む仕事によって家計を支えていたが、収入はわずかであった。そのためなつみさんは小学校3年の時から、母親と共に農家を手伝いに行き、賃金をもらうかわりにそこで「食べさせてもらった」。
- 7) 現在もなお被差別部落の底辺の経済状況は厳しいと言える。γ市（α地区を含む）の1992年の同和事業促進協議会による資料によれば、大阪府全体とγ市同和地区（2地区）の生活保護率を比較すると、同和地区は大阪府全体に比べ、24.76%高い。
- 8) なつみさんがその男性に興味がなかったというわけではないが、彼女には母親や姉の結婚生活が幸福そうには思われなかつたので、結婚願望がなかつた。
- 9) なつみさんは子どもの頃から、母親に頼りきり、働くことしなかつた父親が好きではなかつた。彼女の父親に対する嫌悪が決定的となったのは、母親の死後（なつみさんが中学2年の時、脳血栓で死亡）半年もせぬうちに、父親が「お母さんの代わりの人」とその「連れ子」一人を家に連れてきた時である。父親や「代わりの人」と一緒に暮らすことの気まずさから、住み込みで働く歯科医院に就職した。
- 10) 義母が彼女の住んでいたマンションの持ち主と知り合ったことから、なつみさんがそのマンションの管理をする代わりに、家賃を無料にしてもらっていたので、彼女は厳密には主婦専業と言えない。だが彼女自身の意識においては主婦専業であった。
- 11) 低額所得者の住民が多い同和地区の住宅事情を改善することを目的として、建設された公営住宅のこと。
- 12) 1983年「大阪部落実態調査報告書」の部落と大阪全体の就労率の比較によれば、男性では部落の方が約10%低いのに、逆に女性では部落の方が約10%高い。同書に記された分析によれば、これは「被差別部落では女子が働かないと生活できない実態を示している（p121）」。
- 13) 切り花業はα地区の部落産業だった。
- 14) 貧困と部落差別のために、彼女は学校を休みがちであ

ったため、現在も文字の読み書きに不自由し、 α 地区の識字教室で学んでいる。

小学校時代は夜なべで内職をする両親や兄を手伝わねばならなかったため、彼女には宿題をする時間さえなかった。小学校5年生の時に彼女は α 地区近辺の小学校に転校したが、このときクラスの子どもに住んでいる場所を尋ねられたので正直に答えると、「あんたもエッタや」と言われた。それを契機として初めて部落差別を知った彼女は、学校に行くのが嫌になり、同じ地区の子どもたちと「ぬけそ」(=学校さぼりのこと)をするようになった。

- 15) かづえさんの夫がこれほどまでに女性差別的であったのは、彼女が言うように「大正生まれの軍隊育ち」であったからかもしれないが、部落の男性は家の外で部落差別を受けるために、家の中では女性に対してより差別的になるということが、 α 地区に限らず他の部落でも言われることがある。しかしこの点についてかづえさんは、夫が部落差別を受けてもそれを気にすることはなかったとしており、また筆者が彼女の夫に直接確認できなかった(96年急逝のため)ので、注にとどめておく。
- 16) 筆者が聞き取り調査を行なった被差別部落女性のなかには、一般地区的職場で働き、そこでリーダーとして活躍した経験があり、部落出身者であることが人生に不利に作用したとは考えていない女性もいた。
- 17) だが手紙や日記と異なり、口述生活史に示される考え方方が、いつの時点の考えなのかを確認することは困難である。確かであるのは、過去の<あのとき>においてそう考えていたと、語った<いま>の時点で思っているということである。

*参考・引用文献

- Berger, P.L.=Luckmann, T 1966 The Social Construction of Reality, 1977 山口節郎訳『日常世界の構成』新曜社
 江原由美子 1995 「装置としての性支配」『装置としての性支配』勁草書房 pp3-40
 hooks,bell. 1981 Ain't I A Woman.:Black Women and Feminism. Boston : South EndPress. 1984 Feminist Theory. : From Margin to Center Boston : South End Press.
 池田清郎 1996 「命と心を引き裂いた差別」「部落解放」414号 解放出版社
 Mead, G. H. 1934 Mind, Self, and Society. University of Chicago Press, 1973 稲葉三千男・他訳『精神・自我・社会』青木書店
 大阪部落実態調査委員会 1983年『大阪部落実態調査報告書』

坂本佳鶴恵 1990 「行為論の一視覚」『社会学評論』

pp267-280

富岡恵美子 1995 「男女平等をめざして」富岡恵美子・吉岡睦子編『日本の女性と人権—世界からみた日本の男女平等』明石書店、pp243-266

<謝辞>

調査に快く応じ、時間を割いて下さいました「古沢なつみさん」ならびに「波多野かづえさん」に深く感謝いたします。

大阪女子大学の木村涼子氏には、調査及び本論文の執筆にあたり、貴重な助言を頂きました。ここに感謝いたします。